

第2回山梨県食の安全・安心審議会議事録

平成27年4月24日掲載

日 時 平成27年3月26日（木）午後2時～3時30分

場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

出席者 （敬称略）

（委員）：石川委員、梅本委員、漆原委員、大塩委員、長田委員、田草川委員、
登田委員、中田委員、三神委員、弓田委員（50音順）

（事務局）：企画県民部 桐原次長

消費生活安全課 古屋課長、広瀬総括課長補佐、広瀬主査、
小林職員、小田切職員

兼務職員 衛生薬務課 浅山課長補佐、健康増進課 大澤衛生指導監、
林業振興課 白井課長補佐、農政総務課 武井農政企画監、
果樹食品流通課 小林課長補佐、農業技術課 近藤課長補佐、
スポーツ健康課 白滝課長補佐

傍聴者等の数 1名

会議次第

- 1 開会
- 2 企画県民部次長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 「平成27年度山梨県食品衛生監視指導計画」について
 - (2) 食の安全・安心に関わる事項について
 - (3) 食品表示法について
 - (4) その他
- 4 その他
- 5 閉会

概 要

- 1 開会 司会：消費生活安全課 広瀬総括課長補佐
- 2 企画県民部次長あいさつ
(資料確認)
- 3 議事 (進行：議長(会長))
 - (1) 「平成27年度山梨県食品衛生監視指導計画」について
 - 事務局から、「平成27年度山梨県食品衛生監視指導計画」について、資料1-1～1-3により説明。
 - 質疑は以下のとおり

・ 景品表示法について、監視指導計画のランク付けについて

(A 委員) 食品表示法になるということで、移行期間もあるということだったんですけども、先日学習会がありまして、景品表示法も変わるということで、話を伺ったわけですが、そのときに一般の方から、「景品といわれると、「おまけ」などと思ってしまいます。ここで言われている景品というのは明らかにどうも違うようだ。どうしても混乱して、いま一つ理解ができなかった。」と。そのあたりは、今後どのように周知されていくのか、消費者に周知していくのかというのを伺いたい。

食品衛生監視指導計画の資料の中でランクがあったかと思いますが、12 ページに A ランク、B ランクとある部分ですが、何となく理解できたかなと思うのですが、最後の D ランク、E ランク、特に E ランクの食品衛生上危害の発生の可能性が極めて低い施設というのは、どういう施設を指しているのかを伺えたらと思います。

(議長) 景品の方の話を先にいただきまして、そのあとランク付けの部分の説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、今景品表示法ということでお話が出たところです。資料の一番下に、つい先週消費者庁のほうでまとめたガイドブックがございますけれども、そこを見ていただくと冒頭部分に景品表示法という表現の下の部分に「不当景品類及び不当表示防止法」とあります。一般的に略称で景品表示法というかたちで聞いてしまいますと景品、いわゆる提供される商品に付随してついているおまけ的なものの表示に関する事だという誤解をしやすいよ、というご意見であったと思います。それをどうやってわかりやすくお伝えしていく必要があるかというところでご質問をいただいたところがございます。景品表示法というのは、景品類、いわゆるサービスや商品の提供に伴ってそれに付随して付ける景品ですとか、懸賞金などについてこういう決まりになっていますので、このようにしていただきというようなものと、不当表示防止法ということになりますと、少しめくっていただいて、不当表示の禁止というページがございますけれども、イラストなども入っており、「表示とは」と書いてございます。チラシ、パンフレット、容器、パッケージなどから始まって、いわゆるセールストークなど営業マンが訪問や電話などでお客様に何か提供する商品について、「こんないいものがありますよ」とか「絶対儲かりますよ」などのセールストークも含めて、全般的に景品表示法の中の表示の部分については、左側に「優良誤認」ですとか、「有利誤認」。いわゆる内容が実際のものよりも著しく優良だと思われるもの、そういうものを「優良誤認」、あともう一つはその下にピンクで「有利誤認」とありますが、こちらは「ずっとお得ですよ」というような、消費者が商品やサービスを選択するにあたって著しく優良であると考えられるもの。具体的な事例をあげますと、昨年度レストランやホテルや百貨店等で本当は違う産地の牛肉だったけれども、国産のステーキだと言って売っていたんだけど、実際は結着剤を使った、肉をまとめたものであった。通常ステー

キというのは、一枚肉を切って焼いたものがステーキと消費者は思うわけです。実際はバラバラの肉を結着剤を使い加工した肉だった。このような事例が頻繁に出たわけです。フランスから持ってきた〇〇という栗を使った〇〇ケーキというものですが、実際は違ったりとか。実際に消費者が著しく優良だと思われるものについてはダメですよ。このようなものが不当表示の禁止になるわけです。

事例をあげて説明させていただきましたけれども、いずれにしても誤解の無いような形で様々な機会を通じてご説明等させていただきたいと考えています。冒頭に次長からあいさつがありましたとおり、12月1日に法律が改正されておりまして、事業者が表示について社内で確認し、情報共有をできるようにしておくという事業者の責務が定まっております。加えて、今までは都道府県レベルで指導はできたのですが、行政処分である命令権や改善命令を出すなど処分的な行為が出来なかったわけですけれども、12月に改正されて、消費者庁に加えて都道府県知事名でもそういうかたちが出来るとなるという制度に改正が行われたということです。

本当にポイントだけの話で、ガイドブック等ございますけれども、今後も引き続き消費者の選択する商品やサービスに関わるような表示についてでございますので、色々な機会を捉えてわかりやすくお伝えする努力を続けていきたいと考えております。

(議長) ありがとうございます。A委員、よろしいでしょうか。

それでは、恐れ入りますがランク付けにつきましてご回答をお願いいたします。

(事務局) Eランクの施設におきましては、私たちが確認するものに、自動販売機で食品を調理販売しているものやカップでジュース等を販売している自販機は食品衛生法の許可が必要になります。飲食店営業又は喫茶店営業という許可が必要な自動販売機です。また、保存方法が特に定められていない様な食品を単に販売しているような販売店や雑貨屋さん等をEランクとしております。その他、今はだいぶ少なくなってきましたけれども、乾き物だけを出す飲み屋さんのようなところもEランクに位置づけをしております。

(議長) よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にご質問ございますか。はい、どうぞB委員。

・ HACCPを用いた衛生管理手法の導入対象について

(B委員) 監視指導計画の9ページのHACCPに関してなんですが、ガイドラインに従うと、と畜場と食鳥処理場が主な対象になると思うのですが、それ以外にも対象にする予定はあるのでしょうか。

(事務局) こちらですが、と畜場法及び食鳥処理法においては、と畜場又は食鳥処理場が対象施設になるわけですけれども、ガイドライン及び山梨県の条例につきましては、食品事業者全てが対象になっております。国の方では今後、時間をかけて将来的には義務化を見据えているということでございますけれども、まずは第 1 段階として従来型の管理基準と HACCP 型の管理基準の 2 項目をどちらか選択できるような形で条例の方に盛り込み、できるだけ HACCP 型の手法を用いた衛生管理を広めていこうというところ です。

(議長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

・ リステリアについて

(B 委員) 8 ページのリステリアの話なんですけど、ここに書いてあることだと、食品事業者を中心に指導するということになっているんですけども、リステリアって、一般の人にほとんど知られていないんです。ですので、妊婦さんが中心になると思うんですが、なるべく県民の方にも知らせるような取り組みをしていただけないかと思っております。

(事務局) ありがとうございます。確かに、リステリア・モノサイトゲネスは一般の方にはあまり知られていない食中毒菌です。特に妊婦さんが感染すると重大な健康被害がございます。私どもでは研修会やリスコミの機会がございますので、非加熱の食肉製品と乳製品(ナチュラルチーズ)の成分規格にリステリア・モノサイトゲネスに係る規格基準・検査基準など加わった事と併せて、そういった情報を発信していきたいと思っております。

また、食品事業者の食品衛生責任者の方々にもお話しをする機会がありますので、そういった方々にもお話をさせていただこうと計画しております。

(議長) ありがとうございます。よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

はい、他にご質問はございますでしょうか。はい、どうぞ A 委員。

・ 事業者への周知について

(A 委員) 何回も申し訳ありません。3 の意見・提案と県の考え方の資料の中で、19 番の「情報と意見交換について」の「公表は県ホームページに記載」というところですが、この間もちよつと思つたのですが、事業者さんたちはなかなかパソコンの前に座ってホームページを開くって時間が無いという方もいらっしゃる、そこまで見るということをしていない方もいらっしゃる、と伺っています。先ほどの HACCP の話なんかもそんなのあるの? という方ももしかしたらいらっしゃるかもしれない。そこで、先日思つたのが、ホームページのみならず、事業者向けのメルマガといったらおかしいかもしれませんが、県政からの、食品衛生からのメルマガみたいなモノを発信されたりとか、業者のみが閲覧というか受け取れるっていう情報発信、お金など色々かかってくると思うんですけども、ホームペ

ージに掲載したから見においでということではなく、県の方からこういうことがありますよというメルマガ的なものを事業者に配信するっていう形はできるのか、どうなんでしょう。そういうのも有りなんじゃないかなと思ひまして。

(議長) はい、簡単にその辺のところをお願いいたします。

(事務局) 貴重な意見ありがとうございました。確かに、受け身ではなくてどんどん自分の方からの情報発信という方法がありますので、県のシステムの関係部署とも協議しなければなりませんので、可能なところがあれば、今後の情報発信の方法の1つとして検討させていただきたいと思ひます。貴重な意見ありがとうございました。

(議長) ありがとうございました。それでは、この件よろしゅうございましょうか。次のところに移らせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくをお願いいたします。では、続いて2の「食の安全・安心に関わる最近の状況について」でございますけれども、事務局からのご説明をお願いいたします。

(2) 食の安全・安心に関わる最近の状況について

- 事務局から、「県産特用林産物の放射性物質検査について」資料2-1により説明。

(議長) ありがとうございました。ご説明が終わりました。ご質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございませうか。

それでは、次の県産農産物のご説明を続いてお願いしたいと思ひます。

- 事務局から、「平成27年度県産農産物の放射性物質検査計画について」資料2-2により説明。

(議長) ありがとうございました。ご説明が終わりました。ご質問ございませうでしょうか。はい、どうぞC委員。

(C委員) 初歩的な質問ですみませう。検出限界値という数字がありますけれども、これと、検査結果不検出というのは、ゼロなのか、その辺の違いを教えてくださいたいと思ひます。

(事務局) 検出限界値というものは、その都度検査する機械が検量線を作るということで、いわゆる最低値というものを定める。限界値というのはそれ以下の数字は、もう機械では表示ができない、その限界がこの数字ですよというものになってございませう。ですから、不検出= (イコール) ゼロではないんです。

(C委員) それ以下ですか？

(事務局) そうです。ゼロではないんですが、この機械が測定できる以下のものですよということで、表現的には不検出ですという表現にさせていただいているところでございます。

(議長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。それでは、ありがとうございました。

続いて、県政モニターアンケート調査の報告、ご説明をおねがいたいと思います。

○ 事務局から、「県政モニターアンケート調査結果」資料2-3により説明。

(議長) ありがとうございました。ご説明が終わりましたけれども、ご質問ございますでしょうか。はい、どうぞC委員。

(C委員) 食育の問6、問7の食生活への満足度ですけれども、年齢構成というもので分析はする事が出来るのかどうか。というのも、高齢者の中で低栄養というのは非常に問題になっていて、歯の問題もあるんですけども、嚥下障害の方もいる中で、食生活に困っている方がどのくらいいらっしゃるのかなど、これから高齢社会で課題になることで、その辺のフォローをこれから考えていかなければならない世の中になっていくのではないのかなというふうに思います。また、高齢の方で食生活に満足していない方というのを知る必要があるのではないのかなと思いました。

(議長) その点について何かご意見ありますでしょうか。どうぞ。

(事務局) ただいまの質問ですけれども、本日ご用意しました調査結果とは別に年齢構成とか細かい分析をしたものが作っております。ただ、公開をしておりませんので、そちらの内容についてはまた計画を作るときや、他の施策を考えるときの参考にしたいと思っております。

(議長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(事務局) 補足します。この調査は、まず時系列変化を見たかったというのがございます。そして、年齢や性別等の属性の状況を見たかったというのがございます。これは、今後の施策や啓発普及など、計画を作る時のために、今回こういう形で調査をさせていただいており、データの分析等を行っているところでございます。

(議長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして「国の第3次食育推進基本計画について」のご説明をお願いいたします。

○ 事務局から、「国の第3次食育推進基本計画について」資料2-4により説明。

(議長) ありがとうございます。ご説明が終わりました。ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは時間も迫っておりますので先に進めさせていただきます。

続きまして3の「食品表示法について」事務局からご説明をお願いいたします。

○ 事務局から、「食品表示法の概要について」資料3-1、「食品表示基準の概要について」資料3-2により説明。

(議長) ありがとうございます。これはぜひお読みいただかなければならないことだと思いますので、どうぞご一読お願いいたします。時間の関係で先に進ませていただいてもよろしゅうございましょうか。

それでは4のその他についてでございます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。今日全体のことに关しましてご意見等ございましたら、よろしゅうございましょうか。はい、どうぞD委員。

(D委員) 先ほどの食品表示法の改正の件で、事業者への周知の徹底というのはどういうPRというか、内容の周知含めどのように周知されるのか。

(事務局) 4月1日に施行が決まりました。猶予期間があるとは言っても、できるだけきめ細かく周知を図っていきたくと考えています。例えば食品事業者さんにつきましては実際に店舗にお邪魔して食品表示等を確認する合同調査というのを行っております。そのような機会を捉えて周知をしていくですとか、具体的に分かりやすいようなパンフレット等を作りまして、新年度に入ってからにはなりますけれども、事業者さん等に來ていただけるような形で説明会を予定しているところです。消費者庁からも來ていただいて説明をしてもらえるよう出来るだけ早めに日程調整をしまして、具体的に分かりやすい資料等も作りまして、説明会の開催、また県の食の安全・安心ポータルサイトにも掲載をしていきたくと考えております。色々な機会を通じて皆さんの方に周知・説明等をしていきたくと予定しております。

(議長) ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。他にございませんでしょうか。それでは、事務局の方から何かございますでしょうか。

○ 事務局から、「平成 26 年度広域食品表示合同調査の結果について」参考資料 1、「食品表示ウォッチャーについて」参考資料 2 により説明。

(議長) ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたので、ご質問がございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。ご質問がないようでしたら時間にもなりましたので、以上をもちまして報告事項をすべて終了し、議長の任を解かせていただきます。どうもありがとうございました。

4 その他

・ あいさつ

(事務局) 本日も熱心にご質問等いただきましてありがとうございました。本年度は、この食の安全・安心審議会を昨年 7 月に続いて 2 回開催させていただきました。来年度も、食育の推進も含めまして食の安全・安心に関する基本事項、重要事項等をご報告、またはご審議をしていただく食の安全・安心推進条例に基づく審議会として引き続き開催をしていきたいと考えておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

5 閉会